委員会提出議案第２号

瑞穂町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和８年１２月１日

提出者　　瑞穂町議会議会運営委員会
委員長　森　　亘

（提案理由）
個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和８年法律第５６号）の規定に基づき、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

瑞穂町議会の個人情報の保護に関する条例(令和５年条例第９号)の一部を次のように改正する。

第５４条中「図る」を「図り、若しくは本人その他の者に損害を加える」に、「１年」を「２年」に、「５０万円」を「１００万円」に改める。

附　則
この条例は、令和９年１月１７日から施行する。

瑞穂町議会の個人情報の保護に関する条例　新旧対照表

新	旧
目次　略 第1章から第5章　略 第6章　罰則 第53条　略 第54条　前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図り、若しくは本人その他の者に損害を加える目的で提供し、又は盗用したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。 第55条から第57条　略 附　則 この条例は、令和9年1月17日から施行する。	目次　略 第1章から第5章　略 第6章　罰則 第53条　略 第54条　前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円 以下の罰金に処する。 第55条から第57条　略